【お知らせ】休眠預金等活用法に基づく異動事由の変更について

２０１８年１月１日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）第２条第４項第２号に規定する事由のうち、当組合が行政庁の認可を受けた異動事由の一部変更を申請し、承認されたことをお知らせいたします。

なお、本件により預金規定（休眠預金等活用法に係る事項）を改訂致しました。

«異動事由の変更点»

変更前	変更後
①　お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと（※）。	①　同左
②　お客様からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。）（※）	②　同左
③　総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。）（※）	③　（ただし書きを削除）
※なお、上記の各異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。	※　同左

変更後の休眠預金等のお取扱いについては以下をご参照ください。

休眠預金等活用法に関するお客様へのお知らせ

当組合では、２０１８年１月に施行された、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、お客様からお預かりしている長期間異動がない預金（「休眠預金等」）について、預金保険機構に移管いたします。「休眠預金等」の定義については、下記のとおりです。

なお、預金保険機構へ移管されました預金につきましては、お客様のご請求により、所定のお手続き(※)を経て、いつでも払戻しいたします。

※ ご請求にあたっては、ご本人様の預金であることを確認するため、本人確認書類をご提出いただく必要がございます。

【休眠預金等の定義】

■「休眠預金等」とは、預金等であって当該預金等に係る最終異動日等から 10 年を経過したものをいいます。

■「預金等」とは、預金保険制度の付保対象となっている預金をいいます。

預金等に当るもの	預金等に当らないもの
・当座預金	・外貨預金
・普通預金	・譲渡性預金
・後見制度支援預金	・金融債（保護預かりなし）
・別段預金	・郵貯・簡保機構の管理する旧積立郵便貯金等
・定期預金	・財形貯蓄
・貯蓄預金	・仕組預金
・定期積金	・マル優口座
・相互掛金	
・金銭信託（元本補填のもの）	
・金融債（保護預かりのもの）	

■「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいいます。

① 異動が最後にあった日（入出金、振込み、通帳記帳、預金者等の残高の確認等）
② 預金等に係る債権の行使が期待される日（期間の定めのある預金等）（※）
③ お客様への通知発送日（宛所不明等で返送されなかった場合に限る）
④ 預金等に該当することとなった日（金融機関が破綻・合併等により、預金等の債務承継があった日）

※なお、当組合では、上記②「預金等に係る債権の行使が期待される日」のうち、休眠預金等活用法施行規則第５条１項3～5号に規定する、下記に掲げる日を最終異動日として取り扱わないことといたします。

・法令、法令に基づく命令もしくは措置又は契約により債権の支払いが停止された預金等について、支払の停止が解除された日
・強制執行、仮差押え又は国税滞納処分の対象となった預金等について、当該手続きが終了した日
・法令又は契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他入出金が予定されている、又は予定されていた（入出金を信用組合が把握できる場合に限る）預金等について、当該入出金が行われた日（又は行われないことが確定した日）

■「異動」とは、当該預金等に係るお客様及びその他関係者の方がする引出し、預入れ、振込みその他の事由をいい、下記にある「異動にあたるお取引一覧表」のお取引が該当します。

異動にあたるお取引一覧表

全金融機関共通の異動事由	当組合が認可を受けている異動事由
①　引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）	①　お客様からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと（※）。
②　手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）	②　お客様からの残高の確認があったこと（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成 31 年 3 月 10 日午前 7 時以降に照会したものに限ります。）（※）
③　お客様から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります）。 (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性 (b) お客様が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地	③　総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと（※） ※なお、上記の各異動事由に該当する預金種別は別紙のとおりとします。

別紙

預金種類別の異動事由該当可否一覧

預金種類	認可事由① 預貯金通帳・証書の 発行、記帳、繰越			認可事由② 残高照会	認可事由③ 総合口座等に含まれる 他の預金等の異動
	発行	記帳	繰越		
普通預金	○	○	○	○	○
後見制度支援預金	○	○	○	○	×
納税準備預金	○	○	○	×	×
スーパー定期預金	○	○	○	×	○
大口定期預金	○	○	○	×	○
期日指定定期預金	○	○	○	×	○
変動金利定期預金	○	○	○	×	○
通知預金	○	×	×	×	×
定期積金	○	×	×	×	×

改訂後の預金規定（休眠預金等活用法に係る事項）については以下をご参照ください。

休眠預金等活用法に係る事項

１．（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当組合は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

① 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）

② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく「公告」の対象となっている場合に限ります。）

（a）公告の対象となる預金であるかの該当性

（b）預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとする。

⑤ 預金者等からの残高の確認があったこと。（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成31年３月10日午前７時以降に照会したものに限る。）のあったもの）なお、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとする。

⑥ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。なお、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとする。

２．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1） この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当該預金等に係る異動が最後にあった日

② 将来における預金等に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当組合が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうち、いずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成 31 年３月10日以降に発した通知に限ります）。

④ この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（2） 第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、 次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期持される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと

（a）引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当組合からの利子の支払に係るものを除きます。）※ただし、以下の条件による

平成31年３月10日午前７時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年３月10日午前７時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

（b）手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。

（c）預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（休眠預金等活用法第３条第 １項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

（i）公告の対象となる預金であるかの該当性

（ii） 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

（d）預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳がなかった場合を除く。）もしくは繰越があったこと。ただし、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとし、以下の条件による

平成31年３月10日午前７時以前に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該異動事由が生じた日
平成31年３月10日午前７時以降に異動事由が生じた場合の最終異動日	当該事由が生じた期間の満期日

（e）預金者等からの残高の確認があったこと。（ＡＴＭによる残高照会（ただし、平成31年３月10日午前７時以降に照会したものに限る。）のあったもの）ただし、残高照会に係る異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとする。

（f）総合口座取引規定にもとづく他の預金について異動事由が生じたこと。なお、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとする。

（g）当組合が預金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。（ただし、平成 31 年３月10日以降に発した通知に限ります）。

③　総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと。
なお、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとする。

３．（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。なお、当該異動事由に該当する預金種別は別表のとおりとします。

４．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（1）　この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（2）　前項の場合、預金者等は、当組合を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当組合が承諾したときは、預金者は、当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（3）　預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。

①　この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当組合からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

②　この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当組合が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③　この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④　この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（4）　当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

①　当組合がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

②　この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③　前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当組合に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

以上

預金種類別の異動事由該当可否一覧　（別表）

預金種類	異動事由④ 預金通帳･証書の発行、記帳、繰越			異動事由⑤ 残高照会	異動事由⑥ 総合口座等に含まれる他の預金等の異動
	発行	記帳	繰越		
普通預金	○	○	○	○	○
後見制度支援預金	○	○	○	○	×
納税準備預金	○	○	○	×	×
スーパー定期預金	○	○	○	×	○
大口定期預金	○	○	○	×	○
期日指定定期預金	○	○	○	×	○
変動金利定期預金	○	○	○	×	○
通知預金	○	×	×	×	×
定期積金	○	×	×	×	×